

お客さま各位

関信用金庫

暴力団排除条項の導入に伴う確約・同意について

当金庫では、政府が定めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を踏まえ、反社会的勢力との関係および取引を遮断するため、平成22年10月より各種預金規定および貸金庫規定や融資取引の約定書等において暴力団排除条項を導入いたしました。

本条項は、お客さまが反社会的勢力であることが判明した場合等に、当金庫の判断により取引の停止または解約をすることができることを定めております。

このたび、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを一層強化するため、お客さまが各種預金および貸金庫の新規申込をする際、「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関する同意をお願いすることとしました。本表明・確約に同意いただけない場合は、お取引をお断りいたします。

当金庫は、公共的使命および社会的責任の重みを常に認識し、反社会的勢力との一切の関係遮断に組織全体で取り組んでいます。何卒、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上